

# **第1章 計画の策定にあたって**

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

日本人の平均寿命は、生活水準の向上や医学の進歩、生活習慣や生活環境等の変化により世界有数の長寿国となりました。しかしその一方で、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う生活習慣病が増加しました。その結果、医療や介護の必要な人々が増加し、それに伴い医療費や介護給付費などの社会保障にかかる費用が膨大になり深刻な社会問題となっています。

国においては、国民の健康づくり対策として、平成12年に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」が定められ、また岐阜県においても「ヘルスプランぎふ21」が定められました。

平成14年度には健康増進法が制定され、「国民の責務」として各個人が生涯にわたって健康増進につとめなければならないとした健康づくりが推進されてきました。

そして、二次予防を中心とした施策から、従来にも増して一次予防を強力に推進する施策への転換が図られ、さらに平成20年度の医療構造改革においては、国民の生活改善に向けた普及啓発を積極的に進めることなど、疾病の一次予防を重視することを柱の一つとした対策がとられるようになりました。

本市は、平成18年3月に瑞穂市健康増進計画（第一次計画）-健康みずほ21-を策定し、「住民が主人公となって取り組む健康づくり」を目的とし推進してきました。

この度の第二次計画策定にあたっては、これまでの健康づくりの取り組みを評価し、市民の健康課題を明確にした上で「瑞穂市健康増進計画」を策定し、引き続き市民が主人公となって取り組む「生涯を通じた健康づくり」を目指します。本市においての健康施策は、市民一人ひとりの個人の力と社会の力をあわせて、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進します。

## 2. 計画の位置付け

この計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条に基づく計画です。本計画は「生涯を通じた健康づくり」を推進するため、生活習慣病予防に重点を置き、従来の計画である『健康みずほ21』を見直した計画で、瑞穂市の目指す保健活動事業の基本的な方向と、その実現に必要な方策を明らかにするものです。

## 3. 計画の期間

この計画の目標年度は平成33年度とし、平成24年度から平成33年度の10年間です。

#### 4. 計画の策定の体制

本計画策定の体制は、次のとおりです。

##### 瑞穂市健康増進計画策定委員会

本計画は、今後、市民、行政、関係機関などが一体となって計画が推進されるように、市民の代表、学識経験者、保健・福祉・医療分野の関係機関・団体の代表および、関係各部の代表が参画し、計画策定委員会を開催し計画案を検討しました。

##### 瑞穂市健康増進計画策定専門委員会

行政の関係部署の職員で構成する瑞穂市健康増進計画策定専門委員会を設置し、委員会で計画案の検討を行いました。

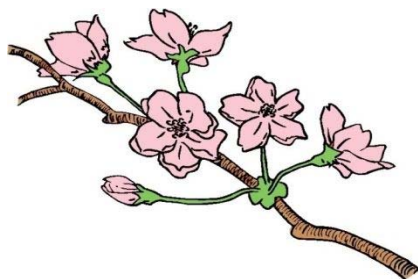
##### 市民の健康意識アンケート調査

計画の策定にあたっては、市民の健康に対する意識や生活習慣の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、そこで得られた結果や意見を計画に反映させています。

#### 健康意識アンケート調査の概要

調査対象	74歳以下の市民 対象者：人口の構成比から年齢や男女比も考慮して無作為抽出
調査数	6,000人
調査期間	平成23年5月
調査方法	無記名自記式調査 調査対象者にアンケート調査用紙を郵送にて配布し、記入後、返信用封筒にて返信してもらった
調査内容	健康意識に関するアンケート調査
配布数	6,000件
回収数	2,852件
回収率	47.5%

#### 意見公募（パブリックコメント）



瑞穂市の木 桜